

●香川県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年10月9日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

令和8年10月9日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市豊中町岡本字木の本東 1598番1地先から 三豊市豊中町岡本字原下1297 番21地先まで	前	5.0～30.6	114	令和3年5月21日付け香 川県告示第226号で変更 した区域の一部の供用開 始及び仮設道の不用物件 化
		5.4～16.6	77	
	後	9.9～36.6	114	

- 4 供用開始の期日 令和8年10月9日